子ども・子育て支援交付金 子ども・子育て支援整備交付金				

子ども・子育て支援交付金 子ども・子育て支援整備交付金				

備考　表中［　］の記載は注記である。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行し、平成三十年度以降の補助金等に係る財産から適用する。

2　平成二十九年度以前の補助金等で平成三十年度以降に繰り越されたものに係る財産については、なお従前の例による。

○総務省告示第百五十八号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第四項の規定に基づき、基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

平成三十年四月十八日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、変更前欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定は、これを削る。

変更後	変更前
第１　基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項 ［略］ １　基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針 ⑴　国内放送の普及 ア　地上基幹放送 地上基幹放送については、地上基幹放送局（地上基幹放送をする無線局をいう。）を用いて行われる当該放送を国民に最大限に普及させるようにするため、次のとおりとする。 ［(ｱ)・(ｲ)　略］ (ｳ)　超短波放送 協会の放送については総合放送１系統の放送及び県域放送を行う民間基幹放送事業者の放送については１系統の放送が、全国各地域においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において県域放送を行う民間基幹放送事業者の放送については、２系統の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。 コミュニティ放送については、放送に関する需要動向、周波数に関する事情等を勘案しつつ、商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、その普及を図ること。 また、外国語放送については、外国語放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、１系統の放送の普及を図ること。	第１　基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項 ［同左］ １　基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針 ⑴　国内放送の普及 ア　地上基幹放送 地上基幹放送については、地上基幹放送局（地上基幹放送をする無線局をいう。）を用いて行われる当該放送を国民に最大限に普及させるようにするため、次のとおりとする。 ［(ｱ)・(ｲ)　同左］ (ｳ)　超短波放送 協会の放送については総合放送１系統の放送、学園の放送については大学教育放送１系統の放送及び県域放送を行う民間基幹放送事業者の放送については１系統の放送が、全国各地域（学園の放送にあっては学園の設置する大学の授業の実施予定地域（以下「授業実施予定地域」という。））においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において県域放送を行う民間基幹放送事業者の放送については、２系統の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。 コミュニティ放送については、放送に関する需要動向、周波数に関する事情等を勘案しつつ、商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、その普及を図ること。 また、外国語放送については、外国語放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、１系統の放送の普及を図ること。